

犬や猫の正しい飼い方

私たちに最も身近なペットとして親しまれている犬や猫。最近、犬や猫により、ご近所間のトラブルが大変増えています。さらに、飼い方を一歩誤れば不用意ないざこざが生じたり、ペットを不幸な立場に陥れてしまうことも…。あらためて正しい飼い方をしているか注意して見直してみましょう。

飼い主を守るルールとマナー

犬や猫が健康で寿命いっぱい生きられるように、責任と愛情を持って最後まで面倒を見る覚悟が必要です。途中でいやになつて捨てることのないよう飼う前によく考えてください。

犬の飼い方

あなたの犬は迷惑をかけていませんか。

☆犬はマナーを守って、他人に迷惑をかけないように飼いましよう。

☆犬の放し飼いは絶対にしないでください。必ずつないで飼ひ、散歩は引き綱をつけます。朝・晩運動のために放すこともやめましょう。

☆ふんは飼主が責任を持って始末しましょう。散歩のときはビニール袋などを用意しましょう。

●犬の登録制度

犬を飼い始めた場合、『狂犬病予防法』と言う法律に基づき登録と年1回狂犬病予防注射が必須です。

●こんな場合に届け出が必要となります

- 犬を飼ったとき
- 犬が死亡したとき
- 犬の所在地が変わったとき
- 飼主が変わったとき
- 飼主の住所が変わったとき

●登録方法について

市が実施する集団予防注射のときや市内の動物病院で、狂犬病予防注射を受けると同時に登録することができます。

※市外の動物病院で受ける際は、動物病院が発行する狂犬病予防接種証明書を持って生活環境課で手続きしてください。

●迷子の犬

野良犬や迷子犬が保護される理由は、『鑑札（犬の注射票・登録票）を着けていない犬を抑留しなければならぬ』と、狂犬病予防法に定めているからです。この時、鑑札がなく飼養管理期間を過ぎても飼主が引き取りにこない場合は、一部を除き致死処分となります。

もし、『鑑札』がついていれば、その番号から飼主が判り、私たちは元の家に帰ることが出来ます。犬の注射票・登録票は、公的な迷子札の役割を果たしているのです。犬の注射票・登録

票などを必ず付けましょう。

●犬が迷子になってしまったら

- ① 近所をよく探しましょう。
- ② 動物指導センターや市役所、警察署に問い合わせましょう。

猫の飼い方

猫による迷惑を防ぎましょう。

猫には、けい留（つないでおくこと）の義務や登録制度がありません。それだけに好きなどころに行つてしまい、飼主の知らない所で、他人に迷惑をかけている場合があります。ほつたらかしにせず、責任をもって飼うようにしましょう。

① 餌は十分に与えましょう。

↓ごみあさを防ぐために

② 排便のしつけをしましょう。

↓近所や公共の場所を汚さないように

③ 避妊・去勢手術をしてください。

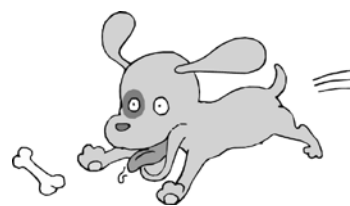
↓不幸な仔猫を増やさないように

④ 首輪やリボンをしましょう。

↓飼い猫であることを明確に

●迷惑にならないように飼いましよう

野良猫には餌を与えないでください。野良猫に餌を与えるとその周辺でどんどん繁殖し、近隣の皆さんに大変迷惑を掛けることとなります。



◆問い合わせ先

伊奈庁舎生活環境課
☎ 58-2111 (内線1123)
茨城県動物指導センター
☎ 0296-72-1200